

迷惑行為・危険行為に関する 本院の対応

本院では、診療業務に支障をきたしたり、他の患者さんへのご迷惑となるような下記の行為があった場合、**診察を中止あるいは強制退院**させることがあります。また、患者さんや職員の安全が脅かされると判断した場合には、警察へ通報することがあります。

- 器物破損行為
- 刃物、鋭利な物、発火物、可燃物の持ち込み
- 暴言、暴力、不必要な身体接触、わいせつ行為、その他の迷惑行為
- 職員を長時間拘束するような行為など、円滑な診療や業務を妨害する行為
- 飲酒及び喫煙(電子・加熱式たばこ等を含む)
- 許可のない①写真・動画の撮影、②録音、③ブログやSNS等への投稿・配信等

なお、保安管理のため、防犯カメラを常時作動させていますが、録画したデータは、防犯上の目的(警察への協力等)以外に使用することはいたしません。